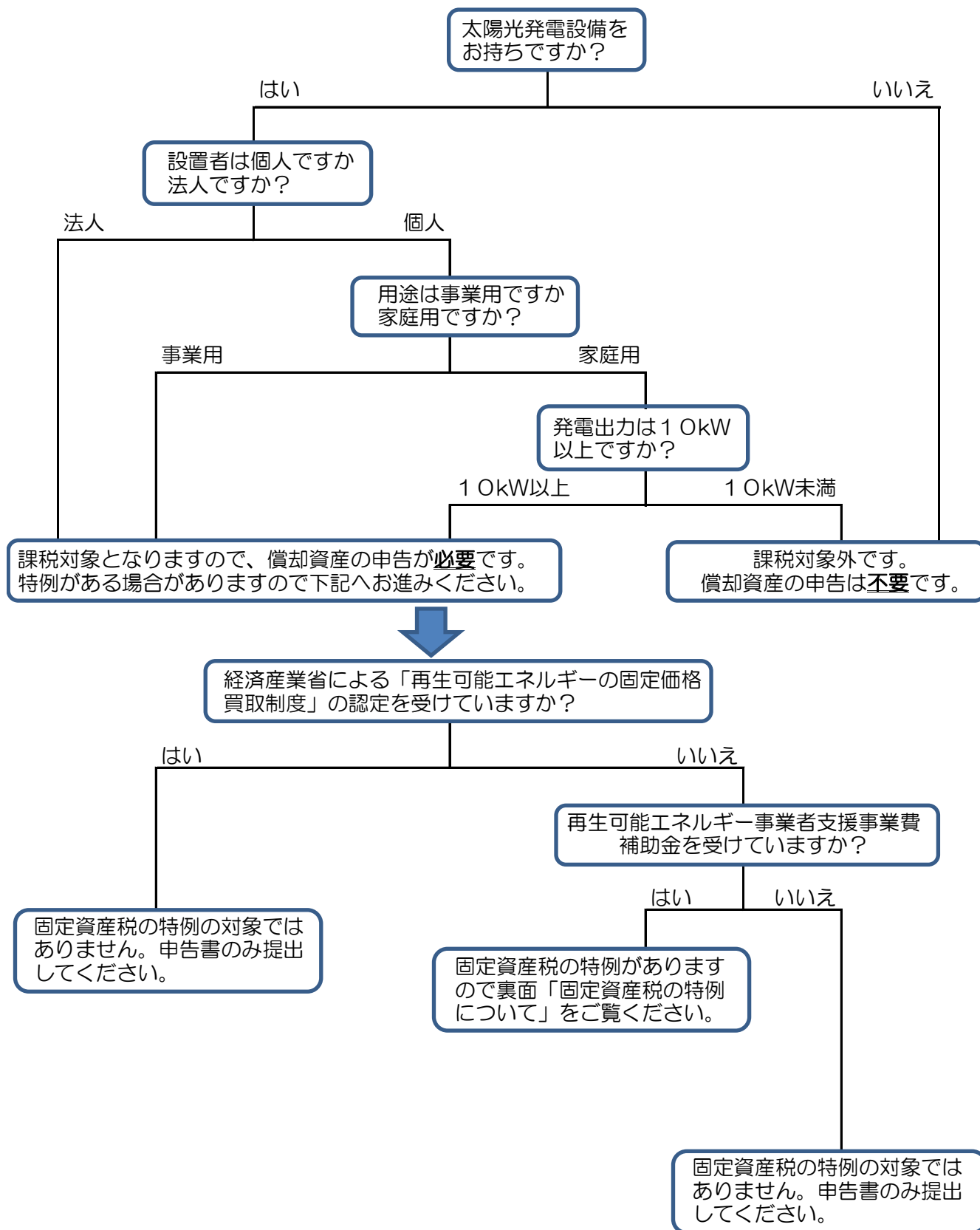


太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

太陽光発電設備における一定以上の発電及び事業用の発電は、固定資産（償却資産）となり、申告が必要になりますので、下記に従って申告書の提出をお願いいたします。
また設備によっては固定資産税の特例もありますので、必要書類を添えて申告をお願いいたします。



太陽光発電設備に係る固定資産税の特例について

1 固定資産税の特例

(1) 対象となる設備

『再生可能エネルギーの固定買取制度』の認定を受けず、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含みます）のうち、下記の償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ発電力10kW未満）を除きます。

(2) 取得時期

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得した設備

※ 令和6年3月31日以前に取得した設備についても特例の対象となる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

(3) 適用期間及び内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り、太陽光発電設備の固定資産税の課税標準となるべき価格を以下のとおり軽減します。

1,000kW未満・・・3分の2 1,000kW以上・・・4分の3

(4) 適用するにあたり必要となる添付書類

- 1 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
- 2 償却資産に係る課税標準の特例適用申告書（町HPよりダウンロードできます）

2 課税対象設備

下記の表の「償却」とある部分について申告していただきます。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

問い合わせ先 下諏訪町 税務課 資産税係
電話：0266-27-1111（内線234）
mail：sisan@town.shimosuwa.lg.jp